

○内閣府令第 号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五章の規定及び個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十七年政令第四百三十四号）を実施するため、個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

（案）

個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

個人情報保護委員会事務局組織規則（平成二十七年内閣府令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(案)

備考 表中の「」の記載は注記である。	2 「略」	（企画官） 第二条 個人情報保護委員会の事務局に、企画官六人を置く。	改正後
	2 「同上」	（企画官） 第二条 個人情報保護委員会の事務局に、企画官四人を置く。	改正前

附 則

この府令は、平成二十九年七月一日から施行する。